

許しません、税の滞納

「滞納は、納税している人との公平性を欠く行為」

地方自治は税金で成り立っています。

つまり納税者が福祉や教育、土木事業などの公共サービスを支えているのです。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして何よりも、納期内に税金を納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため町では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底的行っています。

また、宇都宮県税事務所地方税協働徴収担当とも協力し、大口滞納事業を担当に引き継ぐなど、滞納を減らす取り組みを強化しています。

滞納したままにすると、損することばかり

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく、年9・0%の割合で延滞金がかかります（滞納した税金1万円について1日当たり約2・5円の延滞金が発生します）。

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、「町は滞納者の財産（給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など）を差し押さえなければならぬ」と地方税法で定められています。

納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負っただけでなく、社会的信用も失つこととなります。

納付が遅れる場合は必ず納付相談を

今後も、収入や財産があるのに納めない悪質な滞納者には、き然とした態度で滞納処分を執行します。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合は、強制的に滞納者の住居に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「家宅捜索」も行います。

差し押さえた自動車、動産などは、インターネット公売などを活用して売却しています。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な人は、納期内に税務課に連絡をしてください。生活状況などを聞き取ったうえで、今後の納付計画をたてることにより、滞納処分を保留することができます。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

事情により納付が困難な場合は、そのままにせず、必ず税務課に連絡してください。

▼問い合わせ先 税務課 納税係 ☎9121

夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

夜間休日急患診療所(☎0285-39-8880)

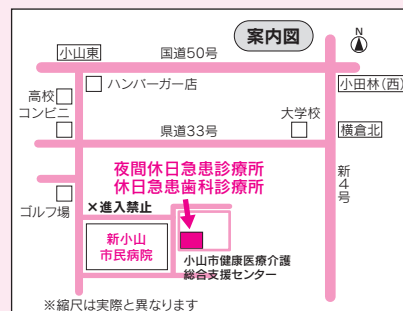
診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所(☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



税の滞納Q&A

Q. 納期限が過ぎてしまいました。今持っている納付書で納められますか？

A. 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、納付書裏面に記載の金融機関（コンビニエンスストアは不可）や、町役場で納付することができます。納期限を過ぎてから納付する場合には、督促手数料や延滞金に加算されることがあります。

Q. 納税について相談をしたいのですが、仕事があり役場に行けません。

A. 毎月最終日曜日の午前8時30分～正午まで、納税相談窓口を設けています。また電話でも納税相談をお受けします。

Q. 滞納額が少額でも差し押さえられるのですか？

A. 滞納に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施し、財産があれば滞納処分（差し押さえ）を行います。

Q. 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられるのですか？

A. 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主的に納付することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いしています。それでも、納付されなかった場合、税の公平を保つために、財産の差し押さえが行われます。

滞納処分等実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財産調査件数	581 件	1,033 件	7,297 件
差 押	一般動産	18 件	24 件
	給料	4 件	3 件
	預貯金	7 件	7 件
	生命保険	4 件	0 件
	土地	34 件	1 件
滞納税に充当した金額	6,756,000 円	1,005,000 円	1,300,000 円

※財産調査件数…平成 27 年度からは延件数で掲載しています

Q. 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を差し押さえられることは、個人の財産の調査はプライバシーの侵害にはならないのですか？

A. 税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。

この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

▼問い合わせ先

税務課 納税係

☎ 56 9 1 2 1



自動車差押のタイヤロックをすることも

「サクラと花見」城址公園ではサクラだけでなく、色あざやかなツツジも楽しむことができます



労働
離婚
相続

刑事

金銭トラブル

不動産問題

その他一般民事

栃木県弁護士会所属

【弁護士】
石田 弘太郎／大谷 円香
小倉 崇徳／小島 文恵

お気軽に
ご相談
ください

とちぎ総合法律事務所
TEL:028-612-6130

〒320-0847 栃木県宇都宮市滝谷町20番20号 SSビル101 FAX 028-666-7255

